

●香川県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年3月12日から同年4月2日まで一般の縦覧に供する。

令和3年3月12日

香川県知事 浜田惠造

1 道路の種類 国道（一般）

2 路線名 436号

3 道路の区域

区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
小豆郡小豆島町橘字楠甲87番 1地先から	10.7~19.0	290	平成23年香川県告示第99号で変更した区域の一部
小豆郡小豆島町橘字内間 甲557番1地先まで			

4 供用開始の期日 令和3年3月12日